

平成22年2月9日

各教員・課長・事務長 殿

総務部人事課長

補佐員等の採用時及び更新時における雇用期間について

このたび、国立大学法人東京工業大学短時間勤務職員就業規則第6条の改正により、平成22年4月1日から、短時間勤務職員（補佐員等）の雇用期間について、現行1年ごとの更新を雇用当初から最長3年とすることが可能となりました。

規則改正の趣旨及び新たな雇用期間の設定について考慮すべき事項は下記のとおりですので、各教員・課長・事務長におかれては、十分御了知の上、適用に当たって遺漏のないようにお願いします。

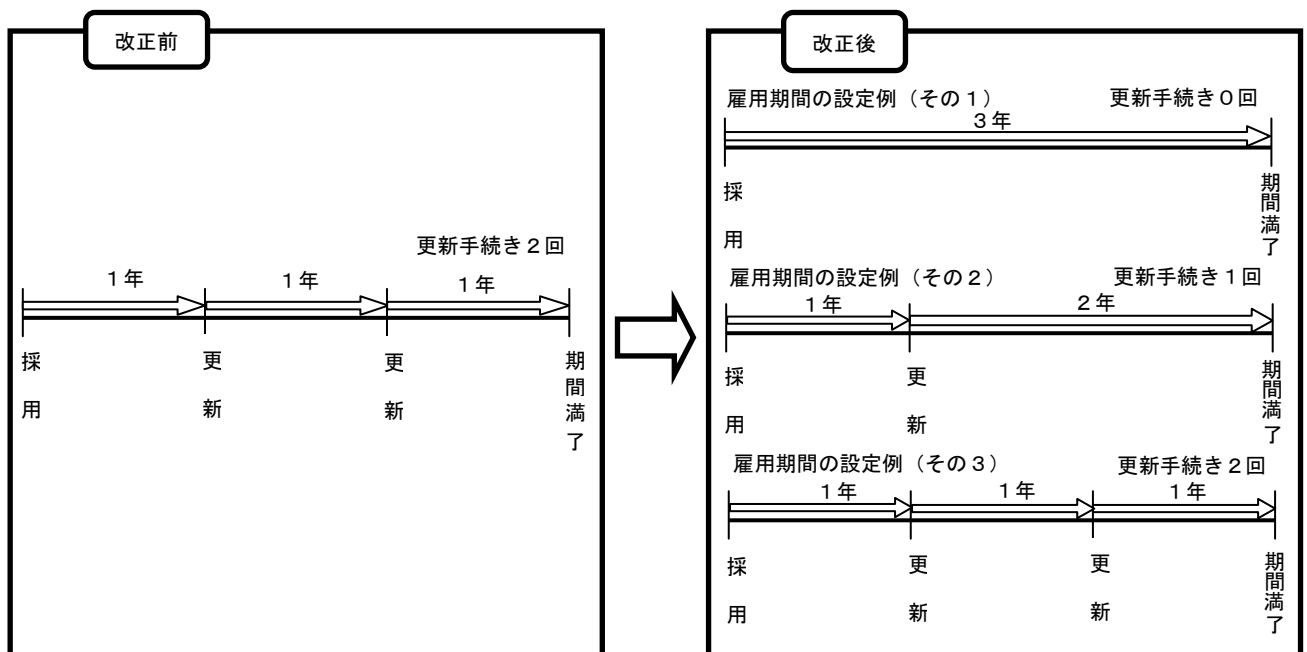
記

1. 趣旨

本改正は、短時間勤務職員の雇用通算期限が最長3年であることを踏まえ、雇用期間を1年ごとの更新から3年の範囲内とすることにより、雇用当初から3年以内の必要な雇用期間とすることを可能としたものです。

これにより、短時間勤務職員の雇用を安定的なものとするにより、優秀で意欲のある人材の確保を図るとともに、教員及び人事事務担当者の双方の雇用更新に係る事務手続きの煩雑さの解消と、事務量の縮減を図ることを目的としています。

2. 雇用期間の設定に係るモデル例



3. 雇用期間を設定する上での考慮すべき事項

- (1) 雇用期間は、雇用の必要性和雇用経費とを勘案して、適切な期間としてください。雇用経費の確保に十分ご留意願います。
- (2) 雇用を更新する場合は、業務量、勤務成績等及び雇用更新について本人の意思を確認の上、雇用期間を出来る限り長くするように努めてください。
- (3) 雇用期間の末日の設定に際しては、従前からの慣習などを理由として、無意味に年度末日とすることは避けてください。

ただし、雇用経費が年度末までに限定されており延長等の可能性がないものについては、構いません。

<本件問い合わせ先>

総務部人事課職員第1グループ (jin.dai1@jim.titech.ac.jp)

理工学研究科： 理学系担当（内 7621）， 材料・建築系担当（内 2051），
機械・電気系担当（内 2050）

総務部人事課職員第2グループ (jin.dai2@jim.titech.ac.jp)

それ以外の部局： 情報理工担当（内 2053）， 社会理工・原子炉担当（内 7624）
事務局等担当（内 7623, 2052）